

# 行歯会だより -第47号-

(行歯会＝全国行政歯科技術職連絡会) 2009年7月号

- 【今月の記事】 ○可決！北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例 (北海道・佐々木)  
○新理事の独り言 (高知県・高橋)  
○社会歯科学研究会第3回総会・シンポジウムレポート (奈良県・堀江)

## 可決！ 北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例

北海道保健福祉部保健医療局健康安全室 佐々木 健

全国の都道府県として新潟県に続いて2番目となる歯科保健医療に関する条例(正式名「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」、以下、8020 条例)が平成 21 年 6 月 26 日に公布となり、同日から施行(但し一部の規定を除く)されています。

この条例は、平成 21 年北海道議会第 1 回定例会開催中の 3 月 18 日に自民党、公明党、フロンティアの与党 3 会派の 25 人の議員から提案があり、保健福祉委員会に付託されて審議が行われてきました。第 1 回定例会中には採決まで至らず継続審議となり、第 2 回定例会前日(6 月 15 日)に開催された保健福祉委員会において、民主党委員から修正動議が出されたことにより原案が一部修正のうえ共産党を除く全委員の賛成で可決されました。翌 6 月 16 日の本会議でも、共産党を除く全会派の議員の賛成多数で可決されました。

条例のフレームや内容は概ね先行事例となる新潟県の条例と類似しているものの、異なる点もいくつかあります。その理由は次の 2 つがあげられます。すなわち、①新潟県と北海道では歯科保健事情が異なる(表)ことが考慮されたこと、②自民党で条例案づくりを担当した保健福祉分野

条例研究会では、先行して障がい者支援の条例(正式名：北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例、なお、この条例は 8020 条例と同時に提案され 3 月 31 日に可決した。)の議員提案作業を行っており、この障がい者の条例と共通点があること、などです。

さて、北海道と新潟県で大きく異なるのは子供のむし歯です。平成 19 年度における新潟県の 12 歳児の DMFT は 0.9 本と 47 都道府県中最も少ないのに比べ、北海道は 2.4 本とワースト 5 位タイであります。また、フッ化物洗口実施小学校の割合は、新潟県の 54%に比べ北海道は 2%です。このように、北海道では小児のむし歯が多いのに予防に有効なフッ化物洗口が普及していない現状は、自民党を 8020 条例の議員提案へと動かす原動力となりました。このことは第 11 条の条文に反映し、「道は、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずるものとする。」「知事又は教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校及び中学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法第 5 条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け

実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。」と規定され、8020 条例の一番の特徴となっています。自民党議員の先生方も各党派やマスコミに対し、北海道にフッ化物洗口を普及させ、子どもたちのむし歯を減少させるための条例の提案という説明をしていたことから、8020 条例は「むし歯予防条例」という見出しで何度も報道されました。われわれ理事者側へ対しても、野党や報道機関から、新潟県では条例施行後フッ化物洗口の普及が進んだのかという質問が多く寄せられ、新潟県における条例制定のねらいや背景との違いを何度も説明することとなりました。

なお、11 条の規定に関しては、自民党と野党との間で再三にわたり議論となりましたが、例えば、議会への正式提案に先だて開催された保健福祉委員会協議会では、民主党委員から「新潟県はフッ化物洗口実施の判断を市町村等にゆだねているにも関わらず、北海道はなぜ、強制的意味合いを濃くしなければならないのか」と問われ、

提案者である自民党の政審委員長は「第 11 条の規定は、知事または教育委員会に対して学校等でフッ化物洗口が実施される場合に的確な実施のための必要な助言を行うよう定めたものであって、それ以上でもそれ以下でもありません。学校等でフッ化物洗口を実施するにあたっては、学校長、教員、学校歯科医など関係者の理解、また、保護者の理解とフッ化物洗口について保護者の希望確認が必要と考えており、条例の規定は強制にわたるものとは考えていない。」と答弁しています。いずれにせよ、条例案づくりや審議の過程を経て、道議会議員の先生方の歯科保健やフッ化物洗口に関する関心と理解がかなり深まったことは事実であり、今後北海道において歯科保健行政を進める上で大きなアドバンテージになるものと考えています。これはある意味、これまでよりも一層歯科保健行政に対する道議会のスーパーバイズ機能が高まることでもあり、身の引き締まる思いで業務に従事しております。



表 北海道と新潟県の歯科保健事情比較

	北海道	新潟県
歯科保健単独道（県）計画	なし (計画に比べ位置づけが劣る歯科保健医療推進方策 2001 年～のみ)	1981 年～むし歯半減 10 年運動 1991 年～ヘルシースマイル 2000 プラン 2001 年～ヘルシースマイル 21
実態調査	(不定期実施) 1993、2004 年北海道歯科疾患実態調査 1993-94 年成人歯科保健調査 2002 年歯科保健医療動向調査	県民歯科疾患実態調査として 1981 年以降定期的（過去 5 回）実施
12 歳児 DMFT	2.4 本（2007 年度）	0.9 本（2007 年度）
フッ化物洗口実施小学校割合	2%（2007 年度）	54%（2007 年度）

※ なお、この条例は北海道公報（平成 21 年 6 月 26 日第 2088 号）に掲載されており、次のアドレスからダウンロードできます。（1～3 ページに掲載されています。）

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/08068F00-08E6-45C9-9F5E-19588FBC8BD0/0/090626\\_2088.pdf](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/08068F00-08E6-45C9-9F5E-19588FBC8BD0/0/090626_2088.pdf)

## 新理事の独り言（その43）

### 歯科は道連れ、世は情け…



高知県健康政策部健康づくり課  
高橋 環

行歯会の皆様こんにちは、このたび中四国ブロックの理事を仰せつかりました高知県の高橋と申します。

いつもホットな情報を頂き、陸の孤島と呼ばれる高知において、重要な活力源となっている喜びもつかの間、〇本県の楠〇様より白羽の矢(?)が、ブスリ！と刺さり、お役に立てるのかとの不安を胸に役員の方の末席に名を連ねることとなりました。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

私は、昭和56年、安芸保健所（非常勤職員）として採用されました。当初、本庁に歯科医師1名、歯科衛生士1名（へき地巡回診療担当）と中央保健所に歯科衛生士1名でした。ですから、各市町村で実施する事業ではほとんど歯科保健は展開されていませんでした。

当然、「歯科衛生士」という名も浸透してなく、配置当時は「歯科栄養士さん」と呼ばれたりしたこともあり、“知る人しか知らない状況”でした。

当時は母子歯科保健が中心で各種健診や健康教育の会場を巡る日々でした。

この頃は、3歳児歯科健診での一人平均むし歯数が10本を越える地域もあり、担当保健師・栄養士と頭を抱えたこともありました。

昭和58年前後から、2歳児健診は1歳6ヶ月健診へと変更となり、歯科保健事業も少しずつ変貌を始めました。

昭和60年に常勤となり、歯科衛生士は一挙に4名となりました。（現在は5名）

そして、業務も母子～成人、老人、障害児者、指導者育成、介護へと広がっていきました。

また、在宅歯科衛生士（地域歯科衛生士）の活躍の場も増え、市町村事業ではなくてはならない存在となりました。

まだまだ、十分ではありませんが、公衆衛生に歯科保健が本格的に加わって30年。いろいろな方々に助けられ、教えられ、引っ張られて、なんとかやってきました。

一人ではできない事も皆で力を合わせれば、道は開けると信じています。

この行歯会はまさに、ですよね。

さて、高知県は今年、「第30回全国歯科保健大会」「第19回全国歯科保健研修会」を開催することとなり、現在、濁流にもて遊ばれる木の葉のような状況です。(。<)。

「第30回全国歯科保健大会」は11月21日（土）高知県立県民文化ホールを会場として、『健康維新！』～長寿は歯と口の健康から～と題し、坂本龍馬の起草した「船中八策」を「船中歯策」として「8020社会の実現」を目指します。また、「第19回全国歯科保健研修会」は住民主体の仕組みづくりをメインテーマに展開します。

夜は情報交換・近況報告会として、地場産品をかけた「おらんくが一番!？」自慢大会を予定。楽しく盛りだくさんな情報交換ができるよう考えています。

ぜひ、高知へ来とうせ！！(^o^)/

※土佐弁「おらんく」＝自分のところ

「来とうせ」＝ぜひ来て下さい

# 「社会歯科学研究会第3回総会・シンポジウム」レポート

奈良県福祉部健康安全局健康増進課 堀江 博

去る6月28日(日)午後、日本大学歯学部で社会歯科学研究会の第3回総会・シンポジウムが開催されたので東京まで行ってきました。医局の大先輩でもある滋賀県の井下先生から、「7月号に載せるから20日までに要約A4・1枚で書いて」と依頼されましたので、断れずに下記のとおりです。参加者数は事務局含めて約100名。詳細は身近の参加者の方に直接ご確認をお願いします。

## 1 総会 (13:00~13:30)

「さまざまな問題を乗り越えて少子高齢化に対応できる方針をとらなければならない。その役に立つのが社会歯科学の役割だし、開業の先生方はじめ大勢の方がこれに参加しなければならない。」という坂井会長の挨拶ではじまりました。

事業報告・決算報告・事業計画・予算報告は拍手で了承されました。

今年度の研修会は11月14(土)・15日(日)岐阜県で開催される予定です。

## 2 特別講演 (13:40~14:30)

「介護保険の今後の展望」として厚生労働省の鈴木老人保健課長のご講演でした。

「国際比較において、日本の社会保障費(国民負担)は他のOECD諸国に比べて低い。産業としての社会保障はこれから伸びる分野であることは間違いない。」という日本の現状から、「高齢化率は上昇を続けるが、高齢者人口はあるところで一定になる。独居高齢者が増える。都市部で急速に高齢化が進む。介護職員数が足りなくなるので離職を防ぐ取り組みがある。死亡者数が医療機関、介護施設、自宅のキャパの合計を超えてくるのでこのままだと看取りの場所が確保できない人がたくさん出てくる。」といった将来予測が示され、「介護保険でどこまで看るのか、医療保険でどこまで診るのかという整理が課題」とのことでした。

## 3 シンポジウム (14:45~17:00)

「在宅医療・医療計画・連携パス・医療連携・介護保険を手中に」というテーマで最初に日本歯科医師会地域保健担当理事の角町先生から、長崎県の事例を通じて、歯科医師の患者に対する生涯を通じた責任、歯科医師会の社会的要請に対する

対応について発言がありました。次に今回の依頼主でもある滋賀県健康づくり支援室長の井下先生から、行政の立場で県医療計画および地域医療連携クリティカルパス策定の中で歯科の正しい位置づけが必要という理念のもと、厚労省の研究事業で行った他職種との連携方策の検討や課題について発言がありました。次に会長のご子息でもある愛知県がんセンターの坂井先生から、がんセンター中央病院で9年間かけて構築されたがん患者の口腔ケアシステムの実際について紹介の指定発言があった後、ディスカッションとなりました。

「口腔の問題を歯に限定した歯科疾患ととらえている限り在宅医療において他職種に相手にされない。基礎疾患の中で口腔に現れた障害として、生活や全身とどう関係するのか整理が必要。それができた時認められる。歯科界としてそういうシナリオが必要。」という角町先生の発言や、「在宅歯科医療は社会的な必要性が満たされれば全診療所が対応できなくてもよいのに歯科医師会は全部対応しなければならないと思っているところに『ずれ』を感じる。センター機能はコーディネート役ならばあってもよい」という井下先生の発言は印象深かったです。

## 4 懇親会 (17:30~19:30)

奈良まで戻らなければならないので予定の半分くらいのところで早退したのですが、御茶ノ水駅まで冷たい雨に降られて歩きながら、懇親会の会場は熱い風が吹いていたのだなあと感じました。今回の参加者だけでなく、坂井会長の最初の挨拶にもあったように多くの関係者がこのことに対峙しなければ、きっと未来はないでしょう。

## ○ 学会・研修会のご案内 ○

### ●第 58 回日本口腔衛生学会・総会

期日：平成 21 年 10 月 9 日（金）～11 日（日）

会場：長良川国際会議場（岐阜市長良福光 2695-2）

<http://pcp.kyorin.ne.jp/dh58/>

### ●第 68 回日本公衆衛生学会・総会

期日：平成 21 年 10 月 21 日（水）～23 日（金）

会場：奈良県文化会館・奈良県新公会堂

<http://www.secretariat.ne.jp/jsph68/index.html>

### ●日 F 会議・第 33 回むし歯予防全国大会

期日：平成 21 年 11 月 14 日（土）

開催地：富山市

<http://www.nponitif.jp/newpage100.html>

### ●第 19 回全国歯科保健推進研修会

### ●第 30 回全国歯科保健大会

期日：平成 21 年 11 月 20 日（金）、21 日（土）

開催地：高知県

### ●第 6 回日本口腔ケア学会総会学術大会

期日：平成 21 年 11 月 20 日（金）、21 日（土）

会場：栃木県総合文化センター <http://www.oralcare-jp.org/news/index.html>

（会場は、県庁のすぐそばです。もしも、こちらに来られる方は、是非、県庁の 1 5 階からの眺めをお楽しみ下さい。）

## 【お知らせとお願い】

### ● 地域の情報を提供ください

現在、いくつかの掲載記事を予定しておりますが、「事業紹介・地域紹介」を掲載していきたいと思っておりますので、各地域での取り組み情報をお知らせください。情報をお持ちの方は、メーリングリストに登載するか、各ブロックの理事に連絡ください。

### ● 所属等の登録事項の変更を連絡ください

4月の定期異動等で行歯会に登録されている所属や連絡先が変更になった方は、各ブロック理事にお知らせください。

新規採用等あったところ、また、そういう情報を入手された方は、是非、入会のお勧めをお願いします。

厳しい暑さが続く中、忙しく日々を過ごされていらっしゃると思います。心と体の夏バテ予防のために、時々リフレッシュする時間を作りましょう。【編集担当】

